令和6年度うるま市移動支援事業報酬単価表

※令和6年4月1日報酬単位改定分を適用

1 個別支援型

1-1 身体介護を伴う場合

	時間区分	サービス所要時間	所定費用額
1	0. 5時間	所要時間45分未満	2, 560円
2	1. 0時間	所要時間45分以上1時間15分未満	4, 040円
3	1. 5時間	所要時間1時間15分以上1時間45分未満	5, 870円
4	2. 0時間	所要時間1時間45分以上2時間15分未満	6, 690円
5	2. 5時間	所要時間2時間15分以上2時間45分未満	7, 540円
6	3. 0時間	所要時間2時間45分以上3時間15分未満	8, 370円
7	3. 5時間	所要時間3時間15分以上3時間45分未満	9, 210円
8	以降	以降30分ごと	830円

1-2 身体介護を伴わない場合

	時間区分	サービス所要時間	所定費用額
1	0. 5時間	所要時間45分未満	1, 060円
2	1. 0時間	所要時間45分以上1時間15分未満	1, 970円
3	1. 5時間	所要時間1時間15分以上1時間45分未満	2, 750円
4	2. 0時間	所要時間1時間45分以上2時間15分	3, 450円
4	以降	以降30分ごと	690円

- ア サービス所要時間が30分未満の場合においては、「20分以上」を経過する 支援があった場合にのみ算定ができる。
- イ 30分を超える支援があった場合においては、所要時間において「15分以上」を経過した場合のみ算定できる。
- ウ 夜間帯 (午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝帯 (午前6時から午前8時までの時間をいう。)に移動支援を行った場合は、1回につき所定費用額の100分の25に相当する額を加算し、深夜帯 (午後10時から午前6時までの時間をいう。)に移動支援を行った場合は、1回につき所定費用額の100分の50に相当する額を加算する。

別表

エ 「身体介護あり」のサービスの提供は、初任者研修課程修了者等が提供にあたることとし、基礎研修課程修了者等がサービス提供したときは、基本単位の70%を算定する。

また、重度訪問介護従業者養成研修修了者が一ビスを提供した場合には、「所要時間4時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間4時間以上の場合は821単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数」を算定する。

(初任者研修課程修了者等の定義)

介護福祉士(実務者研修修了者)、居宅介護職員初任者研修課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、介護職員基礎研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修課程修了者(1・2級)、訪問介護員(1・2級)

(基礎研修課程修了者等の定義)

居宅介護従業者養成研修課程修了者(3級)、居宅介護従業者養成研修課程修 了者、視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、全身性障害者外出介護 従業者養成研修課程修了者、知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、 訪問介護員(3級)、県より「みなし証明書」の交付を受けた実務経験者

オ 「身体介護なし」のサービスの提供は、「身体介護あり」の場合と同様、初 任者研修課程修了者等が提供にあたることとし、基礎研修課程修了者等又は重 度訪問介護従業者養成研修修了者がサービス提供したときは、基本単位の9 0%を算定する。